

名水の魅力発信プロモーション事業業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

名水の魅力発信プロモーション事業業務委託

2 業務の目的

本県が自然に恵まれ、豊かで良質な水を生み出す「名水の地」であるというイメージを軸に、県内外及び国外に向けて、山梨の「水」の魅力について SNS 等で情報発信することで、山梨の「水」ブランド力を向上させるとともに、山梨という地域そのもののブランド力を向上させ、県経済の活性化や地域・産業の振興につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 1 5 日（水）

4 業務内容

「山梨の水に関する上質な地域資源」と「名水の地のイメージ」の連携を強化し、地域資源の観光・販売促進を行うため、「山梨の水に関する上質な地域資源」をやまなし「水」ブランドの公式 SNS で紹介し、広く PR する。また、PR 効果を高めるため、やまなし「水」ブランドの公式 Instagram のフォロワー増加企画を行う。

なお、業務の実施にあたっては、企画提案の内容をもとに県と協議を行いながら進めること。

(1) SNS を活用した地域資源 P R 業務

① Instagram の運営管理。

- ア) やまなしの「水」の魅力を発信する記事を月に 2 本投稿する。
- イ) 投稿の期間は 6 ヶ月とする。
- ウ) 投稿する内容は、山梨の水に関する景勝地やグルメ、温泉など興味を引くものだけでなく、県が令和 3 年度に実施した水に関する意識調査で興味関心の低かった地域資源についても投稿する。
- エ) 投稿する写真は、やまなしの「水」に関する景勝地や特産品、企業の事業等を使用する。
- オ) 投稿に際して必要な協議・調整を山梨県及び事業者と行うこと。
- カ) 業務終了後、Instagram での各投稿によるフォロワー増加数及び、エンゲージメント率を報告する。

② やまなし「水」ブランド公式 Instagram のフォロワー増加企画の実施。

- ア) やまなし「水」ブランド公式 Instagram のフォロワーを増やすための企画を 1 回実施する。
- イ) フォロワー増加企画はフォロワーへのプレゼント企画を基本とする。ただし、企画提案時により効果的な手法があると判断された場合は、この限りではない。

(2) 名水の魅力発信動画広告の制作及び配信業務

①やまなしの「水」の魅力を発信する動画広告を制作する。

ア) 動画広告は短尺(6秒)と長尺の2つを制作する。

イ) 動画広告は、県が令和3年度に制作したPR動画の撮影素材を活用して制作する。

②①で制作した動画広告をYoutubeで配信する。

ア) 動画広告は True View シークエンス方式(※)で配信する。ただし企画提案により、より効果的な動画広告の手法があると判断される場合は、県と協議の上、動画広告の手法を変更することができる。

イ) 動画広告の配信期間を3ヶ月とし、表示回数200万回、長尺動画広告のリンクのクリック率0.1%達成を目標に配信する。

ウ) 長尺動画広告につけるリンク先は、県が指定するページとする。

エ) 動画広告の視聴者が、上質な環境や山梨県の地域資源に興味のある層、山梨県の地域資源の情報と接触が少ない若い層となるように、セグメント設定する。

オ) 業務終了後、動画広告の配信回数及び、長尺動画広告のリンクのクリック率(CTR)を含めた動画広告配信による効果の分析結果を県に報告する。

(3) やまなし「水」ブランドポスター制作業務

ア) 県内の民間事業者の社員や顧客のやまなし「水」ブランドの認知向上や意識の醸成を促すデザインのポスターを制作する。

イ) ポスターの制作枚数は1,000部とする。

ウ) 想定規格は、B2サイズ、FSC認定紙110kg相当、フルカラー、全面ホログラムPP加工とする。ただし企画提案により、より効果的なポスターの規格となると判断される場合は、県と協議の上、ポスターの規格を変更することができる。

(4) 委託業務を行うに当たっての留意点

①SNSを活用した地域資源PR業務

・Instagramに投稿された内容は、県の水ブランド公式Twitter及び県HPでも公開する。(Instagram以外の公開は県が行う)

・Instagramに投稿する写真は、受託者が用意する。なお、用意した写真を公開するにあたり、著作権等の各種権利上の問題がないかを必ず確認し、公開の許可等を要する場合は、受託者が必要な手続きを行う。

・Instagramの投稿は、県が投稿内容を事前に審査し、県の承認を得られたもののみ投稿することができる。また、投稿内容に不備がある場合は、県の指示に従い必要な修正等を行わなければならない。

・Instagramへ投稿する際は、県公式Instagram(yamanashi_japan)へのメンションを必ず設定する。

②名水の魅力発信動画広告の制作及び配信業務

・長尺動画広告の長さは、60秒程度とする。ただし企画提案により、より効果的な動画広告の長さがあると判断される場合は、県と協議の上、動画広告の長さ

を変更することができる。

・動画広告の制作にあたり、別添「撮影素材一覧表」を熟読の上、著作権等の各種権利に抵触することがないように留意する。また、撮影素材の使用に許可等を要する場合は、受託者が必要な手続きを行う。

③ やまなし「水」ブランドポスター制作業務

・ポスターには次のキーワードを必ず含めること。

キーワード 「天に選ばれし、名水の地。山梨。」

【解説】山々に降った雨や雪解け水は森林を潤しながら、やがて豊かな地下水になる。富士山、八ヶ岳、南アルプス、奥秩父などの国内屈指の名峰に囲まれ、県土の78%を森林が占めるといふ、たぐいまれな地形を持つ山梨県は、まさに、天に選ばれし、名水の地である、というキーワード。

・ポスターのデザインは、県が指定する画像（資料1）を基本とすること。加工の際には、画像内にあるキャッチコピーの「天に選ばれし、名水の地。山梨。」を残すものとする。

・ポスターには、県の「水」の公式SNS若しくはWebページ等へアクセスすることができるQRコードを掲載すること。

5 成果物の納品

(1) 成果図書等

- ①Instagramに投稿した記事をまとめた書類一式及び電子データ
- ②短尺動画広告及び長尺動画広告の電子データ
- ③やまなし「水」ブランドポスター1,000部
- ④業務スケジュール及び結果報告をまとめた書類一式及び電子データ

(2) 納品方法

紙媒体及び電子データをDVD-R等に格納し、各3部

電子データのファイル形式は、山梨県の一人一台パソコンで処理できる形式

(3) 納品場所

山梨県 環境・エネルギー部 自然共生推進課

(4) 納期限

- ① (1) 成果図書等の②及び③ 令和4年7月15日
- ② (1) 成果図書等の①及び④ 令和5年3月15日

6 著作物の帰属

本業務により制作された動画、ポスター等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、加工、複製できるものとする。

ただし、成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものも含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

7 仕様の変更

本仕様書については、企画提案により、より効果的な手法等があると判断される場合は、受託者と協議の上、変更することがある。

8 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。

(資料 1)

※元の画像データはメールでお送りします。

kawaguchi-akwt@pref.yamanashi.lg.jp (担当 川口) までご連絡ください。



(参考)

※元の画像データはメールでお送りします。

